

告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

妻沼東宝リバーサイドモール

埼玉県熊谷市弥藤吾千百二十番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社赤ちゃん本舗 代表取締役 小原宏

大阪府大阪市中央区南本町三丁目三番二十一号

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 隼田登志夫

千葉県松戸市新松戸東九番地一

株式会社大川屋 代表取締役 栗原俊夫

埼玉県熊谷市田島二百七十五番地一

富士情報通信株式会社 代表取締役 小暮雅幸

群馬県前橋市本町二丁目十一番二号

（変更後）株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

株式会社カスミ 代表取締役 小濱裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一

株式会社ワッツオースリー販売 代表取締役 越智正直

大阪府大阪市中央区城見一丁目四番七十号

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本清雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

富士情報通信株式会社 代表取締役 小暮雅幸
群馬県前橋市本町二丁目十一番二号

八 変更年月日

平成二十四年九月三十日

二 届出年月日

平成二十四年九月十三日

二 縦覧期間

平成二十四年九月二十五日から平成二十五年一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年九月二十五日から平成二十五年一月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課